

令和5年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年10月3日

## 監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和5年度 定期監査（第1期）

期日 令和5年4月4日（火）～令和5年7月12日（水）

範囲 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	図書館課	1 服務事務 （1）平鹿図書館の私有車公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。  （2）十文字図書館の私有車公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳を整備していない。	（1）、（2）共に速やかに整備し、改善しました。 今後、適正に事務処理を行います。